## 規則

埼 玉県道 路占 I 用規則 の 一 部を改正する規則をここに公 布 する。

半成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第三十九号

埼玉県道路占用規則の一部を改正する規則

改正する。 玉県道路占用規則 (昭和二十八年埼玉県規則 第 四十 七 号)  $\mathcal{O}$  $\longrightarrow$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように

る。 様式第二号中  $\bar{\mathcal{E}}$ て先」 を 「宛先」 に改 め、 同 様 式 に 備考とし て 次  $\mathcal{O}$ ょ う 加 え

推光 14 提出者が個 人の場合は、 天 **K** PH ⊪ する  $\mathcal{N}$ 1  $\wedge$ Fi ٦ り押印を省略す  $\mathcal{M}$ (1  $\wedge$ なべ

る。 様 式第三号中 Ħ 4 先」 を 「宛先」 に改 め、 同 様 式 に 備考として次  $\mathcal{O}$ よう ĺZ 加 え

推入 NH ---- $_{\circ}^{\circ}$ 請者が個人の場合は、 天 殆 PH Ш する B 1  $\wedge$ r) より押印を省略す Ø 1  $\wedge$ なば

る 様 式第四号中 H 4 光 を 污污 先 に 改 80 同 様 式 に 備考とし T 次  $\mathcal{O}$ う に 加 え

推光 S 14 申請者が個 人の場合は、 H ₩ R ⊪ 晰 of  $\mathcal{O}$ (1  $\sim$ F) ٦ 5 推印 PH ・治路中  $\mathcal{N}$ (1  $\wedge$ なべ

る 様 式第五 号中 H 4 光」 を 后 光 に 改  $\otimes$ 同 様 式 に 備 考 لح し て 次  $\mathcal{O}$ よう に 加 え

無光 まる 申請者 N が個 人の場 j 天 **₩** R Ш を解  $\mathcal{N}$ 1  $\wedge$ 17 ٦ 5 推玛 R 畍 昂 j  $\mathcal{M}$ (1  $\cap$ が

る。 様式第六号中 H 4 先」 を 河泊 光 に 改 8 同 様 式 に 備 考 とし て 次  $\mathcal{O}$ ょ Š に 加 え

無光 まぶ ----- $_{\circ}^{\circ}$ 請者が個 人の場合は、 天 ₩ 14 ⊪ 雕 j  $\mathcal{O}$ 1  $\cap$ (1) ٦٠ 5 押印を ・番略す  $\mathcal{N}$ 1  $\cap$ なべ

る 様 式第七号中 H 4 先」 を 短 先」 に 改 め、 同 様 式 12 備 考とし て 次  $\mathcal{O}$ よう 加 え

推業 14 -----計者 が個 人の場合は、 天 ₩ R Ш する  $\mathcal{N}$ 1  $\mathcal{C}$ r) 9-5 押印を省略す 1  $\sim$ ŽŽ

様 式第八号中 H て先」 を 「宛先」 に改 め、 同様式 に 備考とし て次  $\mathcal{O}$ よう 加 え

る。

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することが

対える。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県道路占用規則に定める様式による用紙は、 当 分

の間、所要の調整をして使用することができる。